



2019年4月26日

各位

会社名：株式会社寺岡製作所  
代表者名：代表取締役社長 辻 賢一  
(コード：4987 東証第2部)  
問合せ先：取締役管理本部長 石崎 修久  
(03-3491-1141)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、定款の一部変更を2019年6月21日開催予定の第109期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

###### (1) インターネット開示（ウェブ開示）制度導入（改定案第13条を新設）

インターネットの普及を考慮して、印刷費や郵送費等のコスト削減につなげるため、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするものです。

###### (2) 取締役の員数の上限増加（現行定款第18条を変更）

内外における経営環境の多様化に柔軟かつ迅速に対応する経営体制の構築を図るため、取締役の員数枠を8名以内から10名以内に変更するものであります。

###### (3) 役員との責任限定契約（改定案第25条、第34条を新設）

非業務執行取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条1項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社と非業務執行取締役および監査役との間で責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨を新設するものであります。なお、非業務執行取締役との責任限定契約に係る規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。役員との責任限定契約を締結した場合、遅滞なく東京証券取引所における適時開示を行う予定です。

###### (4) その他

上記規定の新設にともなう条数の繰り下げを行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、添付別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2019年6月21日（金）

定款変更の効力発生予定日 2019年6月21日（金）

以上

現行定款	改定案
(新設)	<p><u>第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第 13 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 18 条 (取締役会の設置および取締役の定員ならびに選任)</p> <p>当社は、取締役および取締役会を置く。</p> <p>2. 当社の取締役は 8 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p><u>第 14 条～第 18 条 (現行どおり)</u></p> <p>第 19 条 (取締役会の設置および取締役の定員ならびに選任)</p> <p>当社は、取締役および取締役会を置く。</p> <p>2. 当社の取締役は <u>10 名</u>以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>第 19 条～第 23 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 20 条～第 24 条 (現行どおり)</u></p>
(新設)	<p><u>第 25 条 (取締役の責任免除)</u></p> <p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 24 条～第 31 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 26 条～第 33 条 (現行どおり)</u></p>
(新設)	<p><u>第 34 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 32 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 35 条～第 43 条 (現行どおり)</u></p>